

ロングステイアドバイザー協会 情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、ロングステイアドバイザー協会（以下協会という。）の情報の取り扱いに関する管理体制・基準等を策定し、協会内で保有する情報の漏洩を防ぎ、情報管理に関する協会の社会的責任を明確にすることを目的とする。

(効力)

第2条 この規程の対象となる情報は、協会で保有するすべての情報とし、その情報の形態が紙面に印字、筆記されたもの、電磁的記録によるものの別を問わない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密情報 協会の運営に関するもので、外部に公開することを協会により禁止されている情報をいう。
- (2) 業務情報 協会の事業執行に伴って知り得たすべての情報をいう。
- (3) 個人情報 生存する個人に関する情報で次のいずれかに該当するものをいう。
 - 1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所等の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。）
 - 2) 個人識別符号がふくまれるもの。
- (4) 本人 協会が保有する個人情報で識別される特定の個人をいう。

第2章 情報管理体制

(情報管理責任者)

第4条 協会における情報管理責任者は代表理事とする。

- 2 情報管理責任者は、協会における情報管理に関する取り組みの推進に関する責務を負う。
- 3 情報管理責任者は、前項の職責を遂行する上で必要な事項に関する決定権を有する。

(情報管理者)

第5条 当協会は事務局長を情報管理者とする。

- 2 情報管理者は、情報管理に関する取り組みを推進する。

第3章 情報管理の方法

(措置)

第 6 条 事務局は、協会における情報管理に関する取扱規則（セキュリティー対策含む）（以下規則という）の策定、情報管理に必要な措置を講ずるものとする。

(情報の取り扱い)

第 7 条 協会役員および会員は、前条の「情報管理に関する取扱規則」を遵守する。

2 協会が保存する情報を、ホームページ等で開示する場合は十分に調査し、事務局の承認を得た上で、開示しなければならない。

3 前項の発信については、情報の目的外利用を禁止とし、これに違反した場合または情報として相応しくない掲載については事務局が必要な措置を講ずることとする。

(監査)

第 8 条 事務局は、協会における情報管理の適切性について、適宜監査を行うものとする。

2 監査の結果は役員に通知し、速やかな改善措置を講ずるものとする。

3 第 1 項の監査の結果、この規程および規則への重大な違反が明らかになった場合には、事務局長はすみやかに監事に通告し、改善措置について監事の意見を聞かなければならない。

第 4 章 業務情報の取り扱い

(業務情報管理)

第 9 条 協会役員および会員は、業務情報について第 15 条により厳重に管理するとともに、職務上必要ある場合を除き、これを外部に持ち出し、漏洩してはならない。

(私的利用の禁止)

第 10 条 協会役員および会員は、業務情報について、これを私的に利用してはならない。

2 協会役員および会員は、前項に関連し、反社会的な行為、私的に経済的利益を得る等の社会的に疑念を抱かせる行為等をしてはならない。

第 5 章 個人情報の取り扱い

(個人情報保護方針)

第 11 条 協会は、個人情報保護に関する基本方針を定め、これを公表する。

(個人情報の取り扱い)

第 12 条 協会において保有する個人情報の取得、利用に関する取り扱いについては、前条の基本方針と合わせて公表する。

2 個人情報の取得は、利用目的の達成に必要な限度において行う。

- 3 取得済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合には、あらかじめ、事務局の承認を得て本人に通知または公表しなければならない。
- 4 本人から個人情報を直接取得する場合には、本人に対して個人情報保護法第 18 条により利用目的を明示するものとする。

(個人情報の保管)

第 13 条 個人情報は、施錠管理、アクセス権制限等、合理的な安全管理対策を講じるものとする。

- 2 協会役員および会員は、情報管理者の承認なく個人情報を外部に持ち出し、漏洩してはならない。

(個人情報の利用)

第 14 条 個人情報の利用は、法令の定めに基づく場合を除き、第 14 条第 2 項の限度内で行うものとし、その範囲を超えてはならない。

(個人情報の廃棄)

第 15 条 保管期限を経過した個人情報又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は、情報管理者の責任において速やかに廃棄しなければならない。

- 2 前項の廃棄にあたっては、焼却、溶解、破碎又はデータ消去等の方法により、確実に行わなければならない。

(個人情報の第三者への提供および第三者からの取得)

第 16 条 個人情報の取り扱いの利用目的を明記した上で本人の同意を得たもの意外は第三者への提供ならびに第三者からの取得は原則として禁止する。

第 6 章 補 則

(規程違反)

第 17 条 この規程上の違反が明らかになった場合は、協会は規則の定めに従い、当該違反を行った協会役員および会員に対し、処分を行うものとする。

(細則)

第 18 条 事務局は、必要に応じ、情報管理に関する細則を制定することができる。

附則

この規程は、平成 29 年 12 月 16 日から施行する。

附則（令和 6 年 6 月 22 日改正）

この定款は、令和 6 年 6 月 22 日から施行する